

第3回地方議会議員年金制度検討会 議事概要

1 日時

平成21年10月6日(火) 13:30~15:00

2 場所

メルパルク東京 3階「牡丹」

3 出席者(敬称略)

座長 大橋 洋一 (学習院大学法務研究科教授)
松本 英昭 (地方公務員共済組合連合会理事長)
横道 清孝 (政策研究大学院大学教授) (五十音順)
金子 万寿夫 (鹿児島県議会議員、都道府県議会議員共済会会長)
藤田 博之 (広島市議会議員、市議会議員共済会特別顧問)
野村 弘 (長野県木曾郡上松町議会議員、町村議会議員共済会会長)
佐々木 敦朗 (総務省自治行政局公務員部長)

4 議事概要

(1) 地方議会議員年金制度の現状について

- 事務局から、資料1「地方議会議員年金制度の現状について」の説明があった。

(2) 地方議会議員年金受給者調査の結果について

- 事務局から、資料2「地方議会議員年金受給者調査の結果について」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- 4ページの「地方議会議員年金受給者調査結果について」が、現在の議員年金受給者の収入の状況等の実態を示しており、これにより、議員年金が年金受給者の生活にとってどのような位置づけになっているのか、数字的にはっきりとあらわれている。
- 地方議会議員の年金は、退職年金も遺族年金も総収入の1/4を占めている。生活の基礎になっており、存続を求める声が現役・OBともに多い。町村議会議員の8割は被用者年金に加入しておらず、年金額も退職年金で70万円程度、遺族年金で30万円程度であり、特権的ではない。議員の老後保障として存続させる必要がある。

(3) 基準試算の更新について

- ・ 事務局から、資料3「基準試算の更新について」の説明があった。

(4) 合併がなかったと仮定した場合の財政見直しについて

- ・ 事務局から、資料4「合併がなかったと仮定した場合の財政見直し」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 「合併なし試算」でも赤字ということは、共済制度として成立していないのではないか。平成14年・平成18年の2回の改正で、給付と負担の見直しをしてきたのに、このような状態になる原因は何か。それは、公費負担と議員負担が5：5になっていないからではないか。掛金16%は世界一高い掛金だ。
- ・ 合併影響分について、平成18年改正で4.5%措置したが、それが不十分だったということであり、合併特例を十分に措置するべきだ。
- ・ 合併以外影響分については、非合併市町村が行革により定数も報酬も下げているからではないか。この分をどう見直すかについては、給付・掛金・負担金のバランスで対応する必要があるのではないか。
- ・ 人事院勧告では平成14年からマイナス勧告であり、その状況で報酬改定率を1.5%と見込むのは、見直しそのものが甘すぎたのではないか。今頃になって「合併なし試算」においても破綻するということと言われても、平成14年・平成18年改正で給付カット・負担の引上げに協力した議員にとっては、收拾がつかないのではないか。
- ・ 合併がなかったとしても積立金が枯渇する原因は、平成18年の基準試算では、報酬を上げるという前提だったからではないか。ただ、これは、他の公的年金でも同様に経済見直しに基づいて賃金上昇を見込んでいることに鑑みれば、保険数理上やむを得ないのではないか。
- ・ 国が合併特例法で「必要な措置をする」と書いてあるのだから、その案を出すべきである。
- ・ 年内とりまとめのためには、何らかの案が必要だ。市共済会及び町村共済会と、都道府県共済会を一元化するのは、財政規模が違うので慎重に議論するべきだ。
- ・ 他の公的年金との通算などを含めた年金の一元化や、公費負担の引上げが必要ではないか。
- ・ これまでの検討で、制度設計の基礎となるデータがそろってきた。検討会としては、何らかの制度提案をすることが使命である。資料4の6ページ「財政不足

額の分析」にある財政不足額を何らかの形で埋めていく必要がある。

一方で、廃止をする場合であっても、既裁定者等に対する保障をしなければならず、公費負担が必要になる。維持する場合と廃止の場合で公費負担がどうなるのか、ということを経験しないといけない。

- ・ 議員に対する講演の経験から言えば、合併の影響分はきちんと措置した上で、廃止をしたときにどうなるのかも視野に入れて、考えるべきだという意見が多い。廃止も含めて選択肢として出すべきだ。
- ・ 保険制度として経済情勢が変われば、前提条件と将来見通しを検証するのが財政検証であり、仮に、この制度を続けるとすればどうするか、保険制度として成立していくのか、ということについて、議論をする必要がある。

一方で、国会議員年金が廃止されたことや、若い議員の中には高い掛金から廃止を言う者もいる。過去の確定部分をなくしてしまうのは憲法違反であるが、カットすることは一定の範囲内で許されるのではないか。いずれにしても、廃止をした場合、掛金がなくなるので、必要な費用に対して財源措置をしなければならない。

- ・ 検討会としては、存続のみを前提として議論するのではなく、廃止・存続の両方の案を議論する必要があるのではないか。
- ・ 一つの方法として廃止もあるが、町村議員が望んでいるのは、存続ではないか。
- ・ 廃止をすればすべてが解決すると誤解している者が多い。既裁定者等の保障のためには一定の公費負担が必要であるが、それを納税者の方に理解して頂く必要がある。次回は、存続する場合の問題点、廃止をする場合の問題点を出して議論するべきではないか。

(5) 次回日程について

- ・ 第4回検討会の開催については、11月2日（月）とする。

以 上